

特別養護老人ホーム穂の香苑指定介護老人施設運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人厚生会が開設する特別養護老人ホーム穂の香苑指定介護老人福祉施設（以下「事業所」という。）が行う指定介護老人福祉施設の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、穂の香苑事業所の医師・生活相談員・看護職員・管理栄養士及び機能訓練指導員・介護職員等（以下「従業者等」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定介護福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所における指定介護福祉施設サービスの事業は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第3条 事業所に勤務する従業者の職種・員数は次のとおりとし、第1号に掲げる管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、他の従業者と協議の上、利用者の介護計画を作成する。また、第2号から第8号に掲げる従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供を行い、第9号に掲げる従業者は必要な事務を行う。

指定短期入所・指定介護予防短期入所事業と兼務するものとする。

1 管理者	1名（常勤）
2 医師	1名（非常勤）
3 生活相談員	1名（常勤）
4 介護支援専門員	1名（常勤）
5 看護師	3名以上（常勤換算）
介護職員	18名以上（常勤換算）
6 管理栄養士	1名以上（常勤）
7 機能訓練指導員	1名（常勤）
8 調理員	5名
9 事務職員	1名以上

2 前項に定めるもののほか、必要に応じてその他の従業者を置く事ができる。

(指定介護老人福祉施設の利用定員)

第4条 事業所の指定介護老人福祉施設の利用定員は利用者50名とする。

- 2 入所定数及び居室の定員を超過して、収容してはならない。但し、災害・虐待ケース・その他やむを得ない事情の場合は、この限りではない。

(指定介護老人福祉施設の内容及び利用料その他の費用の額)

第5条 事業所の行う指定介護老人福祉施設サービスの内容は次のとおりとする。

- 1 入所・排泄・食事等の介護

(管理栄養士は、高齢者の低栄養状態の防止・改善のため個別の高齢者の栄養状態に着した栄養ケアマネジメントを実施し食事を提供します。)

(経管により食事を摂取する利用者が、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行います。)

(医師が必要と認めた場合は、処方箋に基づき適切な療養食を提供します。)

- 2 相談及び援助

- 3 社会生活上の便宜の供与

- 4 個別機能訓練

- 5 健康管理

- 6 在宅・入所相互利用

- 7 在宅復帰支援機能

- 8 経口維持 <著しい誤嚥が認められる者> <誤嚥が認められる者>

- 9 日常継続支援

- 10 身体拘束廃止

- 11 看取り介護

- 12 サービス提供体制強化加算

- 13 介護職員処遇改善加算

- 14 特定介護職員等処遇改善加算

- 15 地域区分の見直し及びサービス毎の人件費割合の見直し

- 16 科学的介護推進体制加算

- 17 自立支援促進加算

- 18 褥瘡マネジメント加算

- 19 栄養マネジメント強化加算

- 2 前項の指定介護老人福祉施設の利用料の額は、介護保険給付対象サービスの額とし、費用の額は「重要事項説明書」に記載した通りとします。

3 介護保険給付対象外サービスのその他の費用の額は次のとおりとする。

- 1 日用品費（入所者が負担する事が適当と認められるもの）
- 2 食事の提供
- 3 居住の提供
- 4 特別な食事の提供

（基本食事サービス費の費用の額では提供困難な高価な食材を使用し、特別な調理を行う選択食を希望者に提供します。）

- 5 利用者に対する理美容サービス
- 6 別の定めに従って行う利用者の物品あるいは食品等
- 7 事業者が提供する以外の物品あるいは食品等
- 8 その他（利用者が負担しうることが適当と認められるもの）

前項の費用の額は「重要事項説明書」に記載した通りとします。

また、費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に詳細に説明した上で、支払いに同意を受けるものとする。

4 利用料金の変更

- 1 利用者の要介護状態の区分に変更があった場合は、「重要事項説明書」に記載された額に変更することとします。
- 2 利用者の経済的事情の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。
- 3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 4 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。
- 5 前3項、4項の変更があった場合は、**利用者**に事前に通知するものとします。
- 6 **利用者**は、前項の変更不同意である場合には、本契約を解約することができます。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第6条 事業所は、利用者が指定介護老人福祉施設のサービスの提供を受ける際には、次の事項留意するよう利用者又はその家族に対して説明するものとする。

- 1 衣類（肌着・パジャマ・靴下等）・タオル・バスタオル等、日常生活用具は全て名前を記入すること。
- 2 その他（利用生活上のルール等については、当施設の管理規定に従わなければならない）

(緊急時等における対応方法)

第7条 事業所の従業者は、指定介護老人福祉施設に利用者の病状の急変等に対して、予め配置医師による巡回以外に個別訪問にて対応を行う（8：30～17：30）。その他上記以外の時間帯においては、配置医師の属する病院長及び当直医により個別訪問診療を行う。

2. 事業所は、入院及び治療を必要とする入居者のために、協力病院及び協力歯科医院を定める。

一 協力医療機関 光南病院（診療科目 内科、外科、整形外科）

所在 栃木県小山市大字乙女795番地 電話0285-45-7711

二 協力医療機関 新小山市民病院（診療科目 内科、外科、脳神経外科等）

所在 栃木県小山市大字神鳥谷2251番地1 電話0285-36-0200

三 協力歯科医院 小豆畑歯科医院

所在 栃木県小山市間々田1138番地 電話0285-45-0123

(非常災害対策)

第8条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して、必要な設備を設け非常災害に関する具体的計画を策定し、防火管理者を配置して、毎年度定期的に避難・救出訓練及びその他の必要な訓練を実施する。

(経口維持加算の創設)

第9条 現行の経口移行加算の見直し、経口で食事が摂取できるものの摂取機能障害を有し、誤嚥が認められる者に対し、多職種協働により摂取・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し管理を行う。

(衛生管理)

第10条 管理者は、利用者の保健衛生上の維持向上を図るため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- 1 衛生知識の普及
- 2 年2回以上の大掃除
- 3 月1回以上の整理整頓
- 4 適宜の消毒
- 5 その他利用者の保護衛生の維持を図る。

(感染症管理体制の強化)

第11条 施設において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 当施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会を毎月に1回程度開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 当施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止の為の指針を整備する。
- 3 当施設において、従業者に対し感染症対策に関する従業者研修を行う。
- 4 感染症の発生が疑われる際には、対応基準に従い対応する。

(介護事故に対する安全管理体制の強化)

第12条 施設において事故発生再発防止のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 事故発生時の対応等の指針を整備する。
- 2 事故発生時の報告・分析・改善策の職員への周知・徹底を図る体制を整備する。
- 3 事故防止の為の委員会・従業者への研修を定期的に行う。
- 4 上記措置を適切に実施する担当者を置く

(身体拘束廃止に向けた取組みの強化)

第13条 従業者は、施設サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、緊急やむを得なかった理由を家族に説明し、同意を得た時のみ行う事が出来ることとし、その場合には理由等を記録しなければならない。万が一記録がない場合は減算する事とする。

(個別機能訓練加算（機能訓練体制加算の見直し）)

第14条 個々の利用者の状態に適切に対応する観点から、個別の機能訓練実施計画を協働にて作成し、サービス提供を行うものとする。

(苦情処理への対応)

第15条 管理者は、施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為、苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者に報告するものとする。

- 2 管理者は、利用者からの苦情に関して、市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行うものとする。

- 3 管理者は、苦情を申し立てた入居者に対して、いかなる差別的な取扱も行ってはならない。

(秘密の保持)

第16条 従業者は、業務上知り得た利用者又は身元引受人（家族等）の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。

- 2 管理者が居宅介護支援事業者に対しては、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により、利用者の同意を得るものとする。

(褥瘡防止対策)

第17条 床ずれが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備しなければならない。

(事故発生時の対応)

第18条 管理者は、施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び身元引受人（家族等）に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(地域との連携)

第19条 管理者は、その運営にあたっては、地域との交流に努めるものとする。

(ハラスメント防止対策)

第20条 指定介護福祉施設は、適切な指定介護福祉施設の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(虐待防止のための措置)

第21条 当苑は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用者に対する虐待等の行為等の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置
- (5) 上記措置を適切に実施する担当者を置く

(その他運営に関する重要事項)

第22条 穂の香苑事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のように設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後1ヶ月以内
継続研修 年1回(必要時)
- 2 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 利用にあたっては、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し、運営管理規定、重要事項説明書、契約書及び契約書別紙を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得た上で契約書を締結するものとする。
- 6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人厚生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(法令との関係)

第23条 この規定に定めのないことについては、厚生省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

付 則

この規定は、平成12年 4月1日から施行する。

この規定は、平成17年10月1日から施行する。

この規定は、平成18年 4月1日から施行する。

この規定は、平成21年 4月1日から施行する。

この規定は、平成24年 4月1日から施行する。

この規定は、平成25年 4月1日から施行する。

この規定は、平成26年 4月1日から施行する。

この規定は、平成27年 4月1日から施行する。

この規定は、平成28年 4月1日から施行する。

この規定は、平成29年 1月1日から施行する。

この規定は、平成30年 4月1日から施行する。

この規定は、令和元年 10月1日から施行する。

この規定は、令和3年 8月1日から施行する。